

堺市公告第78号

一般競争入札の実施にあたり、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 契約事務担当課

〒599-8236

堺市中区深井沢町2470番地7

堺市 中区役所 企画総務課

電話 072-270-8181

FAX 072-270-8101

e-mail : nakakiso@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堺市中区役所における電力の供給
- (2) 需要場所 堺市中区深井沢町2470番地7 堺市中区役所
- (3) 契約期間
令和8年4月24日0時00分から令和9年4月の計量日前日の24時00分まで
- (4) 概 要 堺市中区役所で使用する電力の供給
- (5) 調達物品及び数量
堺市中区役所で使用する電気
契約電力 210kW（常時電力）
年間予定使用電力量 434,000kWh
- (6) 調達物品の特質等
入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。
- (7) 入札方式
一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」で入札参加資

格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、有効な登録を有していること。

本要件を満たさない者は、7に記載の臨時登録により参加資格を得ることができるため、参照のこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）（以下「通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 本入札の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合

- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 堺市電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年4月改正）に基づく「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」の提出により、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者であること。
- (10) 需要施設の予定使用電力量を供給するのに十分な電源を確保している者であること。
- (11) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されている者であること。
- (12) 入札に参加しようとする小売電気事業者が、供給約款を定めている場合にあってはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあっては電力の供給条件が、一般送配電事業者が電気事業法第18条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。
- (13) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

4 「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」の提出方法

前記3（9）に該当しない者が本入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課」へ堺市電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年4月改正）に基づく「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」を提出し、入札参加資格を有する旨の通知を受けなければならない。

(1) 登録審査担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市環境局カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室

電話：072-340-2095

Eメール：kanene@city.sakai.lg.jp

(2) 提出書類配布方法

堺市ホームページからダウンロードする。

アドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/ondanka/electric.html>

(3) 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

① 電子メール送信

上記提出期限内に上記登録審査担当課へ必着とする。

② 郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

③ 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に上記登録審査担当課まで持参すること。

5 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

(1) 配布期間

公告日から参加申請締切日まで

(2) 配布方法

堺市中区ホームページからダウンロードする。

アドレス <https://www.city.sakai.lg.jp/naka/index.html>

6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記5のとおり配布する。

(1) 入札参加資格確認申請における提出書類等

① 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書
- ・ 電気事業法に基づき小売電気事業として登録を受けていることを証明する書類（「小売電気事業を営もうとする者の登録について」の写し等）
- ・ 安定供給確約書(様式2 前記3(10)(11)に掲げる条件に関する書類)
- ・ 供給約款等(前記3(12)に掲げる条件に関する書類)
- ・ 組合員名簿の写し（組合で参加する場合に限る。）
- ・ 送付先を記載のうえ、必要な金額の切手を貼付した返信用封筒またはレターパック

（後記(2)の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合に限る。）

② 参加申請締切日

令和8年2月20日（金）まで(必着)

③ 提出場所

前記1の契約事務担当課

④ 提出方法

直接持参または郵送すること。

- ・ 直接持参の場合

上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に持参すること。

・郵送の場合

書留郵便にて、上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3（7）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により入札参加資格確認結果通知書を交付する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

（交付場所）前記1の契約事務担当課

（交付日時）令和8年2月25日（水）午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

なお、入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する者は、前記（1）の提出の際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒（結果通知郵送用）を併せて提出すること。

7 臨時登録の申請

前記3（1）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、登録要綱に基づき、当該種目の登録申請をしなければならない。

(1) 登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課 電話 072-228-7473

(2) 申請種目

区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」

(3) 申請書類等の案内方法

電子メールにより申請書類等の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

・登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp

- ・下記申請期限までに別途案内する必要書類の提出が必要となるため、電子メールは早期に送付すること。
- ・件名に「臨時登録希望」と明記すること。
- ・本文に「入札案件名」「連絡先（本店所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）」「業者番号（先頭が0の10桁の番号）※過去に登録のあった者や既に業者番号を取得済みの者に限る。」を記入すること。
- ・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

(4) 申請期限

令和8年2月12日（木）午後5時

(5) 申請方法

上記申請期限内に、登録要綱第6条に規定する電子登録システム（以下「電子登録システム」という。）を用いて申請するとともに、必要書類を電子登録システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。

(6) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和9年3月31日までとする。当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続を行うこと。

8 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、令和8年2月20日の午後5時までに電子メール又はFAXにより質問の内容を前記1の契約事務担当課に問い合わせること。送付後、速やかに契約事務担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

その他

- ア 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された確認申請書等は返却しない。
- ウ 提出された確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。
- エ 確認申請書等に関する問い合わせ先は、前記1の契約事務担当課とする。

9 入札手続等

(1) 入札書の提出

(受付期間) 令和8年2月25日（水）から令和8年3月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から正午まで及び午後1時00分から午後4時30分まで）

※書留郵便による郵送可。その場合、令和8年3月3日（火）午後4時30分までに必着のこと。未到達の場合、当該入札を無効とする。なお、郵送による入札の希望のある者は前期1の契約事務担当課に事前に申し出るとともに、郵送後にも郵送したことを電話連絡すること。

(提出先) 前記1の契約事務担当課に同じ

(注意事項) 別紙「郵送等入札書の提出に関する注意事項」に記載のとおり

(2) 開札の日時

令和8年3月4日(水)午後2時

(3) 開札の場所

堺市中区深井沢町2470番地7 堺市中区役所 3階 301会議室

(4) 開札方法 開札は、前記(2)開札の日時に(3)の場所にて事前に受付した入札書を開札するものとする。なお、開札時に当該入札参加業者の立会いを必ずしも要しないものとする。ただし、入札参加業者が立会いに参加する場合は1者1名に限るものとする。また、当該入札参加業者の立会いが無い場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会人として選定する。

(5) 入札金額等

① 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

② 落札の決定は、①による単価に基づいて算定された1年間(令和8年4月24日から令和9年4月23日まで)に係る電気料金の総額の比較によって行う。

③ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 燃料費調整を適用する場合は、令和7年9月～令和7年11月の平均燃料価格に基づき決定した令和8年2月の燃料費調整単価により入札価格を算定するものとする。

⑤ 市場価格調整を適用する場合は、令和7年9月～令和7年11月の平均市場価格に基づき決定した令和8年2月の市場価格調整単価により入札価格を算定するものとする。

⑥ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は入札価格の算定にあたっては考慮しないこと。

⑦ 契約の締結は、上記①で設定した基本料金単価及び月ごとの電力量料金などの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額により単価契約を行う。

(6) 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記11(1)～(4)のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(7) 落札者の決定方法

契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。当該入札者のうち、立会人がいない場合はこれに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(8) 無効となる入札

別記「入札に係る注意事項」6のとおり

(9) 入札者は、入札書とともに、積算において使用した「契約単価兼積算内訳表」を落札決定後、速やかに提出するものとする。

ア 「契約単価兼積算内訳表」の表題、様式等は任意。

イ 「契約単価兼積算内訳表」には、社名、住所、代表者名を記し、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。

ウ 基本料金及び従量料金計算の端数処理は、小数点第2位まで記入すること。(小数点第3位以下、切捨て。)

エ 月合計の端数処理は、円未満を切捨てること。

オ 税込単価から税抜金額にする場合は、税抜単価から積算した総額と齟齬を生じないようにすること。

10 開札に参加する者に関する事項

開札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、前記9(3)の開札の場所に堺市長あての委任状を持参し、開札前に提出すること。

入札者が開札に立ち会う場合は、入札書に押印した代表者印を、代理人が立ち会う場合は、委任状の受任者欄に押印した印鑑を持参すること。

11 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者に関する事項

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)又は(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)又は(3)のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

(1) 入札参加停止または入札参加回避を受けた場合

(2) 入札参加除外を受けた場合又は通報等を受けた場合

(3) 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合

(4) (1)～(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1 2 その他

- (1) 契約保証金 要（落札金額の100分の10以上）。ただし、契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合がある。
- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記1の契約事務担当課で閲覧することができる。
- (5) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、令和8年度予算の成立を条件とする。
(予算が成立しない場合は、この公告に基づいてなされた行為は無効とする。)
- (6) 落札者が、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結することが契約条件となる。
- (7) 電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、仕様書に記載なき事項については、双方の協議または前記3（12）の約款の規定に準じるものとする。
- (8) 供給者の発電費用等の変動により、燃料費の調整を行うことができるものとする。
なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- (9) 卸電力取引市場（スポット市場）からの調達による価格変動等により、市場価格の調整を行うことができるものとする。なお、市場価格の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- (10) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。
- (11) 契約時の取扱い
 - ア 入札金額の算定において、複数の料金単価を使用した場合、各料金単価適用上の取扱いを契約書に定めるものとする。
 - イ 入札金額の算定において、割引または割増し制度を採用した場合、その取扱いを契約書に定めるものとする。
- (12) 供給関係
契約者は堺市中区役所で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札参加辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印すること。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取らなかったとき。
 - (2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (3) 入札参加資格を満たさないもの。
 - (4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
- 6 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札書の記入事項について、記入すべき事項の記入を欠き、又は判読できないとき。
 - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3) 入札書に記名押印がないとき。
 - (4) 入札金額を訂正したとき。
 - (5) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (6) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (7) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (9) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (10) 明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (11) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (12) 郵送等入札の場合など、別途注意事項で入札無効としている事項に該当するとき。
 - (13) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 7 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 8 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 9 再度入札の回数は原則1回とする。
- 10 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、当該入札を辞退した者は参加することができない。
- 11 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 12 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- 14 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- 15 当該入札は、令和8年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであるもので、契約の締結は、

令和 8 年 4 月 1 日以降とする。また、契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。